

戸田市道路反射鏡設置基準

令和4年1月25日市長決裁

(目的)

第1条 この基準は、市道及び公道（国道、県道、市道）と市道の交差点において、交通の安全を図るため、市が設置する道路反射鏡に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(意義)

第2条 この基準における道路反射鏡とは、自動車運転手が道路交通法を順守した車両を確認するための補助施設として設置するものをいう。

(設置の基準)

第3条 道路反射鏡は、徐行や一時停止など、車両が最大限の安全対策を行っても対向車の確認が困難な箇所に設置するものとし、次の各号のいずれかに該当する箇所に設置することができる。

- (1) 道路の湾曲部または屈曲部において、前方の見通しが悪い箇所
- (2) 信号機もしくは歩道が設置されていない交差点で、隅切りが2m未満かつ見通しが悪い箇所
- (3) その他特に見通しが悪いと市長が認める箇所

2 道路反射鏡は、前項各号に該当する箇所であっても、次の各号のいずれかに該当する場合、原則として設置しないものとする。

- (1) 私道および私有地の出入口などの利用者が限定される箇所
- (2) 一時的に見通しの悪い箇所
- (3) その他道路等の状況から設置が困難な箇所

(設置位置)

第4条 道路反射鏡の設置位置は、原則、歩行者、車両等の妨げにならない道路部分とする。

(留意事項)

第5条 道路反射鏡の設置にあたっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 道路形状等の立地条件を考慮し、車両が安全に走行するために必要な距離を見通すことができる等の設置効果が十分に得られること。
- (2) 設置箇所に隣接する土地、建物等の利用の妨げとならないこと。
- (3) 設置により信号機及び道路標識の妨げとならないこと。

(その他)

第6条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。